

総務政策課 お知らせ



お問い合わせは、
(☎63・2051)まで。

11月5日(火) 地震・津波避難訓練

11月5日(火)に地震・津波避難訓練が実施されます。地震・津波から命を守るため、シェイクアウト訓練、高台への避難訓練などを各地区、各種団体で行っていただきます。地区長などに確認のうえ、この機会には是非参加してください。

また、サイレンや避難を促す放送が、防災行政無線より流れますが、訓練放送ですので、ご注意ください。

実施日時 11月5日(火)

●午前9時50分

●訓練開始前の事前放送

●午前10時頃

●緊急地震速報(訓練報)

●午前10時3分)

●大津波警報(訓練報)

ブロック塀等撤去・改善事業について

日高町では、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止及び避難路の確保を目的として、ブロック塀等の撤去及び改善に対する補助事業を行っています。

補助の概要

塀の種類

避難するための道路に面したコンクリートブロック造り、レンガ造り、石造り等の塀(道路面から高さ0.6m以上で延長2m以上のもの)

対象者

ブロック塀等の所有者で、町税等を滞納していない方 等

補助額

①ブロック塀等の撤去【限度額10万円】

撤去に要する費用と面積1㎡あたり8,000円を比較していずれか少ない金額の2/3

②ブロック塀等の改善【限度額10万円】

ブロック塀を撤去し、引き続き、フェンスや生垣等の設置に要する費用と延長1mあたり16,000円を比較していずれか少ない金額の2/3

申請期間

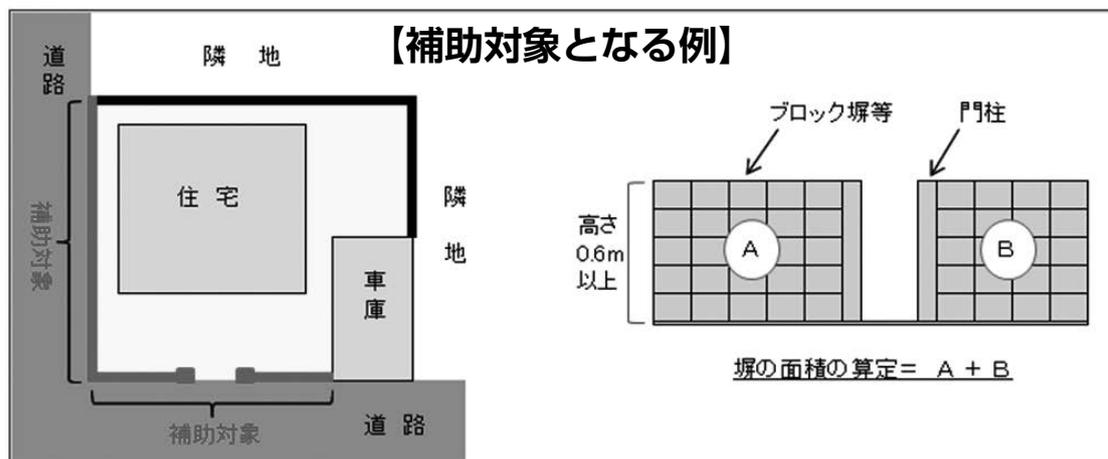
2020年2月28日までに工事が完了すること



①+②【最大20万円】

お問い合わせ / 総務政策課(☎63・2051)

【補助対象となる例】





健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

特別養護 老人ホーム について

特別養護老人ホームに入所で
きるのは、要介護3以上の要
介護認定のある方です。

ご自宅での生活が難しく特別
養護老人ホームへの入所を希望
される方が入所申込みをされる
場合、原則として要介護認定が
『要介護3以上』となります。
しかし、特別養護老人ホーム
入所後に心身の状態が安定され
『要介護2以下』の要介護認定の
結果が出た場合は、特別養護老
人ホームを退所しなくてはなり
ません。
(※平成27年3月31日以前から
入所されている場合を除く。)

特別養護老人ホームのご相談
などで、よくある質問をまとめ
てみました。

Q1
特別養護老人ホームは、『どん
なところ』ですか？

A1
重度の要介護状態である高齢
者の方に対する介護サービスを
提供する施設で、主に社会福祉
法人により運営されています。

Q2
『要介護1や2』で入所申込み
はできますか？

A2
次のいずれかの条件を満たさ
れる方は、要介護1や2でも入
所申込みができます。

① 認知症で日常生活に支障をき
たしている症状が頻繁に見ら
れる場合。

② 知的障害・精神障害などを患
い日常生活に支障をきたす症
状が頻繁にある場合。



③ 深刻な虐待があり、心身の安
全・安心の確保が困難な状態
であること。

④ 単身世帯等であって家族の支
援が期待できず地域での介護
サービス等の供給が不十分で
あること。

Q3
特別養護老人ホーム以外に
『要介護2以下』で入居できると
ころはないですか？

A4
ケアハウス、有料老人ホーム、
サービス付高齢者専用住宅、認
知症対応型共同生活介護(グ
ループホーム)などがあります。

詳しくは、健康推進課(☎63・
3801)やケアマネジャーに
お問い合わせください。

『地域カフェ』を
開催します！
みなさんで、お茶を飲みながら、
楽しい時間を過ごしませんか？

①日 時 11月12日(火)

13時30分～15時30分

場 所 田杭集会所
(阿尾1630番地)

①日 時 11月15日(金)

13時30分～15時30分

場 所 小浦地区公民館
(小浦174番地)

参加費 100円

メニュー ○コーヒー

○紅茶

○日本茶

「サンフルひだか」のパンの
販売を予定しています！

対 象 日高町内にお住まいの方

お問い合わせ

地域包括支援センター
(☎63・3801)

